

第51号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

中間市立病院の廃院に伴い、令和3年3月31日付けでテレビ付床頭台システム設置契約を中途解約したことによる損害に関し下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

中間市長 福田 浩

記

1 和解の相手方

株式会社メディウムジャパン

代表取締役 小木曾 幸男

愛知県名古屋市中区新栄一丁目4番14号

2 事案の概要

中間市立病院の廃院に伴い、令和3年3月31日付けでテレビ付床頭台システム設置契約を中途解約したことにより、解約損料に係る損害が相手方に発生した。

3 損害賠償の額

20,348,040円

4 和解の趣旨

- (1) 市は、本件事案により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。
- (2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事案に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。